令和２年第５回階上町教育委員会会議録

召集年月日	令和２年５月２２日
召集場所	階上町役場　３階　委員会室
開会	１６時０５分
出席委員	教育長　丸岡　博 委員　荻ノ沢俊明 委員　松橋竹子 委員　鹿糠豊 委員　石岡れい子
職務のため会議に参与した者の職氏名	教育課長　引敷林広貴 学校教育ＧＬ　畑山真也　学校教育ＧＳＬ　十文字綾紀 社会教育ＧＬ　金見靖子　社会教育ＧＳＬ　伊藤航 石鉢ふれあい交流館長　濱浦孝子
協議に諮問した案件	報告第１号　専決処分した事項の報告について （階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について） 報告第２号　事務の臨時代理の報告について （6月定例議会に付議する令和元年度教育費補正予算について） 報告第３号　事務の臨時代理の報告について （6月定例議会に付議する令和２年度教育費補正予算について） 報告第４号　事務の臨時代理の報告について （令和２年度階上町奨学金貸与の決定について） 報告第５号　事務の臨時代理の報告について （階上町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について） 議案第１号　６月定例議会に付議する令和２年度教育費補正予算について 議案第２号　階上町教育支援委員会委員の委嘱について

丸岡教育長	本日の出席者は、教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回階上町教育委員会会議を開会致します。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1　「会期決定の件」を議題と致します。 お諮り致します。 本委員会の会期は、本日1日と致したいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声） ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2　報告第1号　専決処分した事項の報告「階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について」の件を議題と致します。 この件について、提案理由の説明を求めます。
畑山GL	それでは報告第1号　専決処分した事項の報告「階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について」ご説明致します。 本件は、階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について、別紙専決処分書のとおり令和2年4月28日に専決処分したものについて、報告するものであります。 委員は、小学校長6名、保育園長4名、町職員2名の12名で、委嘱期間は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までであります。 説明は、以上でございます。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、専決処分した事項の報告「階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について」の件を終了いたします。 日程第3　報告第2号　事務の臨時代理の報告「6月定例議会に付議する令和元年度教育費補正予算について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
引敷林課長	それでは、報告第2号　事務の臨時代理の報告「6月定例議会に付議する令和元年度教育費補正予算について」ご説明致します。 本件は、町長から令和元年度教育費補正予算に関して意見を求められ、申し出することについて、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年3月31日付けで事務の臨時を代理したものについて、報告するものであります。 補正予算説明書の2ページ、歳出の10款教育費ですが、10,830千円を減額し571,606千円で、町予算の構成比は9.5%となっております。 4ページの歳入、15款1項4目教育費国庫負担金ですが、子育てのための施設等利用給付費負担金は、給付実績により462千円を減額したものであります。 次の15款2項5目教育費国庫補助金は、それぞれ事業の実績により合わせ

	て303千円を減額したものであります。 5ページ16款1項3目教育費県負担金については、当初、国1/2町1/2の負担割合であったものが、その後国1/2、県1/4、町1/4の負担割合に変更されたため、490千円を追加したものであります。 7ページ21款5項4目雑入ですが、新型コロナウイルス感染症対策の国の学校一斉休業の要請を受け、3月2日から春休み前まで、町立小中学校を休業とし、学校給食を停止したことにより、学校給食費保護者等負担金 6,964千円、給食センター給食費負担金111千円を、それぞれ減額したものであります。 22款1項4目教育債ですが、階上中学校グラウンド照明改修工事費の減額により事業債1,200千円を減額したものであります。 歳出　8ページ10款1項6目教育振興費ですが、入園等の実績により私立幼稚園就園奨励費と子育てのための施設等利用等給付費合わせて2,761千円を減額したものであります。 10款2項1目小学校費の学校管理費ですが、11節需用費に新型コロナウイルスによる臨時休校に伴う児童へのプリントや各通知の印刷の際のインク代等101千円を増額し、12節役務費に、休校中の児童への電話確認等の電話代として188千円を増額したものであります。 10款3項1目中学校費の学校管理費ですが、小学校同様、休校中の生徒への対応として、11節需用費に48千円、12節役務費に98千円を増額したものであります。 9ページ10款4項6目放課後子ども教室推進事業費ですが、事業実績により合わせて203千円を減額したものであります。 10款5項1目保健体育総務費1,197千円の減額は、階上中学校グラウンド照明改修工事費の残であります。 次の2目給食センター費ですが、学校休校による学校給食の停止に伴い、材料費7,074千円を減額したものであります。 説明は以上でございます。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、事務の臨時代理の報告「6月定例議会に付議する令和元年度教育費補正予算について」の件を終了いたします。 日程第4　報告第3号　「事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和2年度教育費補正予算）について」を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
引敷林課長	それでは、報告第3号　事務の臨時代理の報告「6月定例議会に付議する令和2年度教育費補正予算について」ご説明致します。 本件は、町長から令和2年度教育費補正予算に関して意見を求められ、申し出することについて、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年5月8日付けで事務の臨時を代理したものについて、報告するものであります。 補正予算説明書の2ページ、歳出の10款教育費ですが、2,281千円を増額し577,452千円で、町予算の構成比は8.0%となっております。 歳出になりますが、最後５ページ10款1項4目保健体育総務費の18節負担金補助及び交付金ですが、新型コロナウイルス感染症対策の町独自の支援

	事業として、町内に住所を有する児童生徒の保護者の学校給食費負担金を、当面の間無償化し、子育て支援を図ることとしております。 　町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者負担金については、徴収しないこととしていますが、区域外入学している児童生徒の保護者負担分については、在籍している学校にそれぞれ納めていることから、町の予算に計上し当該保護者へ補助金として交付するため、41 名分 2,281 千円を追加したものであります。 　説明は以上でございます。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 　「質疑なし」と認めます。 　これをもって質疑を終了します。よって、事務の臨時代理の報告「6 月定例議会に付議する令和 2 年度教育費補正予算について」の件を終了いたします。 日程第 5　報告第 4 号　事務の臨時代理の報告「令和 2 年度奨学金貸与の決定について」の件を議題と致します。 　この件について、提案理由の説明を求めます。
畑山 GL	それでは報告第 4 号　事務の臨時代理の報告「令和 2 年度奨学金貸与の決定について」ご説明致します。 　本件は、令和 2 年度奨学金貸与の決定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、4 月 14 日付けで事務の臨時代理したものについて、報告するものでございます。 　大学、短大、専門学校、高校合わせて 9 名を決定したものであります。 　説明は以上でございます。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 　「質疑なし」と認めます。 　これをもって質疑を終了します。よって、事務の臨時代理の報告「令和 2 年度奨学金貸与の決定について」の件を終了いたします。 　日程第 6　報告第 5 号　事務の臨時代理の報告「階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題と致します。 　この件について、提案理由の説明を求めます。
畑山 GL	それでは報告第 5 号、事務の臨時代理の報告「階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」ご説明致します。 　本件は、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て支援を図るため、当面の間給食費を無償化することについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、5 月 8 日付けで事務の臨時代理したものについて、報告するものでございます。 　別紙をご覧ください。規則の附則の改正で、最後 5 行目からですが、(給食費の特例)「町内に住所を有する児童生徒の保護者に係る給食費については、令和 2 年 4 月 1 日から当面の間、徴収しない。」と加えるものであります。 　無償化する期間につきましては、4 月分から当面の間としており、新型コロナウイルスの感染発生状況や国・県の動向等を注視しながら、判断して参りたいと考えております。 　説明は以上でございます。

	これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、事務の臨時代理の報告「階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を終了いたします。 日程第７　議案第１号　「6 月定例議会に付議する令和 2 年度教育費補正予算について」の件を議題と致します。 この件について、提案理由の説明を求めます。
引敷林課長	それでは議案第 1 号「6 月定例議会に付議する令和 2 年度教育費補正予算について」の件をご説明致します。 本案は、6 月定例議会に付議する補正予算について、町長より意見を求められ申し出するため提案するものであります。 2 ページ　歳出の 10 款教育費ですが、2,079 千円を減額し 575,373 千円とし、町予算の構成比は 8.0％であります。 3 ページの歳入ですが、21 款 5 項 4 目雑入の学校臨時休業対策費補助金 479 千円を追加するものです。 内容は、新型コロナウイルス関連で国の学校休業の要請を受け休業したことに伴う、学校給食の休止によって影響を受けている食材納入業者の救済措置であり、事業費の 3/4 を国が補助し、全国学校給食会連合会が補助事業者として実施するものであります。詳細は、歳出予算で説明します。 歳出ですが、4 から 5 ページ 10 款 1 項 2 目事務局費についてですが、人事異動に伴う人件費の補正と、11 節役務費は、大蛇小学校と小舟渡小学校の閉校式案内用の往復はがき代 101 千円の追加であります。次の 18 節負担金補助及び交付金　1,200 千円は、閉校事業の補助金で、各校の記念誌作成への補助であります。 次の 3 目学校財産管理費の 10 節需用費 238 千円については、新型コロナウイルス対策に係る学校配布用消毒液を追加するものであります。 14 節工事請負費 1,218 千円は、新型コロナウイルスにより学校休業の再延長により、授業時数の確保が困難となり、町内小中学校では夏休みを短縮して対応することとしているが、児童生徒の熱中症など緊急時の対応として、浜手の大蛇小、小舟渡小の 2 校を除いた 6 校の保健室へエアコンを設置するものであります。 10 款 4 項 1 目社会教育総務費は、人事異動に伴う人件費 5,482 千円を減額するものであります。 最後の 10 款 5 項 2 目給食センター費の学校臨時休業対策費補助金ですが、歳入で少し説明しましたが、本町給食センター納入業者で協議が整った対象業者は２社で、米飯と食パンが青森県学校給食会　359 千円、牛乳は奥中山高原農協乳業　281 千円で計 640 千円を追加するものであります。 説明は以上でございます。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 1 号「6 月定例議会に付議する令和 2 年度教育費補正予算について」の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。よって議案第 1 号「6 月定例議会に付議する令和 2 年

	度教育費補正予算について」の件は、原案のとおり可決されました。 日程第８　議案第２号「階上町教育支援委員会委員の委嘱について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
畑山 GL	それでは議案第２号「階上町教育支援委員会委員の委嘱について」の件をご説明致します。 本案は、階上町教育支援委員会の委員に欠員が生じ、新たな委員を委嘱するため提案するものであります。 新たに委嘱する委員は、議案書のとおり９名でありまして、委嘱期間は令和２年６月２日から令和３年３月31日までであります。 説明は以上でございます。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第２号「階上町教育支援委員会委員の委嘱について」の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。よって議案第２号「階上町教育支援委員会委員の委嘱について」の件は、原案のとおり可決されました。 これにて、令和２年第５回階上町教育委員会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻　１６時４５分